

附属書 吉武生産森林組合役員選任規程

(被選任権者)

第1条 次の各号に掲げる者は、役員の候補者となることができない。

- 1 法人
- 2 未成年者
- 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 4 森林組合法、会社法若しくは中間法人法の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(選任の期日)

第2条 役員の任期の満了による選任は、役員の任期の終わる日の通常総会において行う。

- ② 第10条の規定による再選任又は第11条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

(議決)

第3条 役員は、総会の議決によって選任する。

- ② 正組合員は、前項の規定による役員の選任については、書面又は代理人をもって議決権を行うことができない。

(議案及び推薦会議)

第4条 役員の選任に関する議案は、組合長が総会に提出する。

- ② 組合長は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ③ 第1項の議案は、推薦会議において推薦された候補者について作成しなければならない。
- ④ 推薦会議は、各区域ごとに、その区域に所属する正組合員を代表する者として選ばれた正組合員1人をもって構成する。
- ⑤ 正組合員の所属区域は、正組合員の住所によって定め、それによることができないときは理事会でこれを定める。

(候補者の承諾)

第5条 推薦会議が、役員の候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得なければならない。

(投票)

第6条 第3条第1項の議決は、無記名投票によって行う。

- ② 前項の投票は、自ら所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に入れて行わなければならない。
- ③ 正組合員は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他によりその資格を明らかにし

なければならない。

(開票)

第7条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会において選任した立会人3人以上の立会の上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を報告しなければならない。

② 役員の候補者となっている者は、前項の立会人となることができない。

(無効投票)

第8条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1 所定の用紙を使用しないもの
- 2 賛否のほか他事を記載したもの
- 3 賛否の確認ができないもの

(被選任者の決定、就任)

第9条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、かつ、被選任者の住所、氏名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

② 被選任者は、前項の規定による公告があった時に、役員に就任する。

③ 第10条若しくは第11条の選任、法第52条の改選又は法第115条の規定による議決の取消しによる選任の場合を除き、前項の規定による公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に就任する。

(再選任)

第10条 役員の選任に関する議案が総会において否決された場合、被選任者が、第1条各号のいずれかに該当することになった場合、若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第115条の規定による議決の取消しの結果被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合において、その時期が就任前であるときは、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第11条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が役員の各定数の3分の1以下であるとき、又は役員に欠員を生じたときが役員の任期満了前4月以内であるときは、この限りでない。